

令和7年度みかんジュース販売促進事業企画提案仕様書

1 事業目的

「みかんジュースコンクール 2025」を開催し、審査・評価・受賞などを通じて、みかんジュースの差別化・高付加価値化を図り、販売促進につなげる。

2 委託上限金額

2,300 千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月20日（金）まで

4 事業内容

「1 事業目的」を達成できる仕組み・応募部門・応募条件・審査員・審査項目等を設定したコンクール実施要領を作成し、作品の募集から審査までの一連の業務を実施すること。ただし、以下ア～ウの条件を満たすこととし、本事業の実施にあたっては、道後温泉旅館協同組合（以下「組合」という。）の協力を得て、審査から販売促進までの一連の過程において組合加盟施設等と連携した実施方法とすること。

ア 公平な審査体制として2段階審査とし、一次審査及び二次審査を実施すること。

イ 受賞作品の選定は、味だけでなく品質やデザイン、販路面など専門的な知見に基づく総合的な評価により行うこと。

ウ 審査にあたっては、受賞に至らなかった応募作品を含め、応募作品のブラッシュアップに繋がるようフォローアップが可能な仕組みとすること。

（1）応募作品の募集及び受付

- ① 応募部門については、愛媛県内産の温州みかんを使用した果汁 100%ストレートジュースとし、既に商品化されているもの若しくは商品化を目指しているものとする。
- ② 応募作品は同一の応募者につき2作品までとすること。
- ③ 募集期間は応募作品が多く集まる時期に設定するなど、コンクールが盛り上がるよう考慮すること。
- ④ 募集期間、提出先、提出方法、必要部数等は、県と協議のうえ実施要領に明記すること。
- ⑤ 受託者は提出物の適切な管理を行い、審査の準備を整えること。

（2）一次審査の実施（令和8年2月上旬予定）

審査は、組合加盟施設の料理人等が、応募作品の味・香り・品質を評価する審査とする等、適格なフィードバックが行える運用となるよう配慮すること。

(3) 二次審査の実施（令和8年2月中旬予定）

一次審査を通過した作品については、専門家・有識者が総合的に評価する審査とすること。

(4) 顕彰行事の実施（令和8年2月下旬予定）

主催者の愛媛県を顕彰授与者として、受賞作品の知名度を向上させ、「1 事業目的」を達成できる内容の顕彰行事を実施すること。

(5) 広報宣伝

コンクールの開催及び結果について、各種メディアやSNS等を活用し、広く周知する広報宣伝を実施すること。

(6) 販売促進支援

- ① 販売促進を目的としてそれぞれの賞に応じたロゴマークを作成するとともに、商品への添付を想定したシールを受賞作品ごとに200枚以上作製し、受賞者に配付すること。なお、ロゴマークに係る権利は愛媛県の承認をもって愛媛県に帰属し、愛媛県が定める要領に基づいて受賞作品に無償で使用できることとする。

- ② コンクールをブランド化と受賞作品の販路拡大を図ることを目的に、販売促進につながる取組を実施すること。

具体的な取組内容は、組合加盟施設等とのタイアップを含むことが望ましいが、これに限らず受賞作品と親和性の高い場面でのPR等、実効性のある内容とすること。

(7) 協賛者のPR

本事業には、愛媛県信用農業協同組合連合会（以下「県信連」という。）から広告協賛が得られることとなっており、協賛者に十分な宣伝効果が得られるよう、本事業の広報宣伝時等において効果的なPRを実施すること。なお、協賛金は全額本事業に要する経費に充当することとする。また、県信連以外からの協賛の募集は不可とする。

(8) その他

- ① イベント名について、「みかんジュースコンクール 2025」は必須とするが、副題を加えること等は可能とする。
- ② 上記事業以外に追加する独自提案については、別途協議の上、決定するものとする。

5 再委託の可否

受託者は、事業の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの事業内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、愛媛県の承諾を得なければならない。

6 秘密保持及び個人情報の保護

(1) 秘密保持

- ① 本事業に関し、受託者が愛媛県に提出した計画書等は、本事業以外の目的で使
用しない。
- ② 本事業に関し、受託者が愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県の了解
なく公表又は使用してはならない。
- ③ 受託者は、本業務で知り得た事業上の秘密を保持しなければならない。

(2) 個人情報の保護

受託者は本事業（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場
合は個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守しなければなら
ない。なお、疑義がある場合は愛媛県と協議すること。

7 その他

- (1) 受託者は、事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を整備し、こ
れを業務が完了した年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。
- (2) 本事業に関して受託者が作成した成果物に関する全て（ロゴマークに関するもの
を除く）の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の権利
を含む）について、委託料が完納された時点で愛媛県に譲渡すること。また、この
規定にかかわらず、愛媛県が必要と認めるときは、委託料完納前であっても受託者
が作成した成果物を無償で利用できるものとする。
- (3) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合、愛媛県と協議の上、対応すること。
- (4) 本仕様書に定める以外の事項については、愛媛県の指示に従うこと。
- (5) 本業務に関する補償・経費等の一切は、受託者において負担すること。